

●注文番号E:アウルズ英語講座(TOEIC600点コース)

●注文番号F:アルク英語講座(TOEIC730点コース)

上記の講座は九州工業大学生協が主催する講座に参加する形式となります。そのため、九州工業大学生協のオリジナル講座約款および重要事項説明をご確認いただく流れとなります。

なお、文中の「TOEICスタート講座」が「アウルズ英語講座」、「アルク アカデミアパック講座」が「アルク英語講座」となります。お手数ですが読み替えてご確認願います。

※文中の「パソコン講座」につきまして九州工業大学生協オリジナルとなり取扱はございません。こちらではなく「事業連合講座約款」および「PC講座概要書面」をご確認ください。

※一部、文中と異なる対応となる場合がございます。(振込先、返金対応等) 不明な点、お問い合わせ等はお手数ですが、下記までお問い合わせください。

西南女学院大学生協同組合

TEL:093-563-2232

FAX:093-592-0121

MAIL:us.request.sw@univ.coop

重要事項説明

●教科書教材購入時の返金・不足分支払いについてのご説明

【返金について】

※返金額が税込6万円未満の場合

2024年5月13日(月)以降に、新入生ご本人様の生協電子マネーに、返金分を全額チャージします。九州工業大学生協(以下「生協」といいます。)側での返金作業が終わり次第自動でチャージされますので、新入生ご本人様側での作業等はございません。

※返金額が税込6万円以上の場合

2024年5月13日(月)以降に、振込にて返金します。手数料はお客様負担です。返金後、返金通知書をご実家宛に送付します。

【不足分支払い】

※税込1万円以上の不足がある方

以下の振込先までお振込みをお願いします。なお、税込1万円以上の不足がある場合、お振込みを確認できるまで、教材等の発送はできかねます。必ず不足の無いようお振込みをお願いします。

戸畑店：ゆうちょ銀行 記号：01780-3 番号：36293 加入者名：九州工業大学生協同組合

飯塚店：ゆうちょ銀行 記号：01740-4 番号：171496 加入者名：九州工業大学生協同組合 飯塚店

※税込1万円未満の不足がある方

2024年4月1日(月)、4月2日(火)、4月4日(木)のいずれかの日程で、各キャンパス生協店舗にて現金でのお支払いをお願いします。※いずれの日程もご来店が難しい場合は、各キャンパス生協店舗へ、2024年4月4日(木)までにご相談ください。

●講座解約規定

「パソコン講座」、「TOEICスタート講座」、「アルク アカデミックパック講座」、「実践！社会人基礎力講座」(以下「学内講座」と総称します。)をお申込みいただきありがとうございます。講座に関する下記事項を必ずご確認の上、ご受講をお願いします。

【ご確認事項】

※大学生協は特定商取引法の規制対象外の団体ですが法に準じた対応を行っています。

1. 講座の内容、日程は変更となる場合がございます。ただし、変更の際は事前にご連絡します。

2. 学内講座に関わるテキスト、レジュメ等の印刷物、ビデオ等の教材はすべて、九州工業大学生協に無断で複製、複写することは一切できません。

3. 学内講座を受ける権利を他人に譲渡することは一切できません。

4. 学内講座申込後の契約解除については以下の規定に基づき対応します。

(1) 学内講座申込受領日を含む8日間は、書面により無条件に学内講座の契約解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。

(2) 前項に規定する解除は、契約解除の通知書面を生協へ提出、または郵送いただいた日(消印の日付)から生じます。

(3) 第1項に規定する解除があった場合、申込者は、生協に対し、違約金や損害賠償を支払う必要はありません。また、生協は、申込者に対し、受領済みの受講料を速やかに返金するものとします。

(4) 使用されたテキスト(使用予定も含む)問題集等の代金は差し引かせていただきます。

5. クーリングオフ期間後のやむを得ない理由による中途解約については、以下の規定に基づき対応します。返金が発生する場合は、保護者様へ振込にて返金します。以下に記載する金額はいずれも税込金額です。

(1) パソコン講座

・講座初回受講日の前日17時までには解約申出の場合は、全額返金します。

・講座初回受講日の前日17時を経過した後、最終回受講日の前日17時までには解約申出の場合、講座代金から次の①②③を差し引いた金額を返金します。

①テキスト代金

②中途解約に伴う解約手数料として、契約残額の20%に相当する金額

③解約申出日までに消化された受講料

(2) TOEICスタート講座

・講座開始日の前日17時までには解約申出の場合は、全額返金します。

・講座開始日の前日17時経過後の中途解約の場合は、講座代金から次の①②③を差し引いた金額を返金します。

①テキスト代金

②中途解約に伴う解約手数料として、契約残額の20%に相当する金額

③解約申出日までに消化された受講料

(3) 実践！社会人基礎力講座

・講座開始日の前日17時までには解約申出の場合は、全額返金します。

・講座開始日の前日17時経過後の中途解約の場合は、講座代金から次の①②③④を差し引いた金額を返金します。

①中途解約に伴う解約手数料として、2,500円×受講回数

②解約申出日までに消化された受講料、及び解約申出月の未受講分の受講料(申出月内の講座準備として、前月中に受講処理が完了していることによる。)

③電子書籍代金(ただし、電子書籍の登録前であれば不要。)

④Zoomを使用したオンライン受講回の準備費用として、3,300円(ただし、オンライン受講回を未受講の場合は不要。)

(4) アルク アカデミックパック講座

・2024年4月12日(金)17時までには解約申出の場合は、全額返金します。

・2024年4月12日(金)17時経過後の中途解約の場合は、講座代金から次の①②③を差し引いた金額を返金します。

①テキスト代金

②中途解約に伴う解約手数料として、契約残額の20%に相当する金額

③解約申出日までに消化された受講料

九州工業大学生生活協同組合オリジナル講座約款

(適用範囲)

第1条 本約款は、九州工業大学生生活協同組合(以下「生協」という。)が実施する講座(以下「本講座」という。)に適用される条件を定めたものです。本約款に定めのないものについては、各種受講案内及び受講申込書等の定めによるものとします。

<本約款の対象となる講座>

- ①パソコン講座
- ②TOEICスタート講座
- ③アルク アカデミックバック講座
- ④実践！社会人基礎力講座

(契約の成立)

第2条 本講座の申込者(以下「申込者」という。)は、本約款及び各種受講案内の内容及び条件を承諾の上、生協に対し、受講の申込みを行い、生協がこれに承諾した時点で受講契約が成立するものとします。

(受講料のお支払い)

第3条 申込者は、各種受講案内及び受講申込書等に記載された受講料、その他教材等の金額(以下「受講料等」という。)を、生協が指定した方法により、生協が指定した期日までに支払うものとします。

(役務の提供)

第4条 生協は、申込者に対して、各種受講案内及び受講申込書等に記載された講座の中から申込者が選択した申込内容の役務を提供します。

(受講開始日)

第5条 本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず、各種受講案内に記載された日又は生協が申込者に個別に案内した日とします。

(実施場所)

第6条 本講座は、各種受講案内に記載された場所において実施します。ただし、やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ申込者に対し生協所定の方法により告知した上、他の場所に移動することがあります。

(受講期間、回数、形態)

第7条 本講座の受講期間、回数、指導形態、講座を実施する上での条件(最低催行人数など)は、各種受講案内または受講申込書等に記載するものとし、申込者は、各種受講案内及び申込書等に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとします。

2 受講者が再度受講を希望する場合には、新規に契約締結していただきます。

(関連商品)

第8条 本講座の実施に付随して必要となる関連商品(教材等書籍・資料、情報処理機器、インターネットでのEラーニング等)の販売を行う場合は、その関連商品毎の価格・数量を各種受講案内に記載もしくは別途の案内を作成して通知するものとします。

(クーリングオフ)

第9条 申込者は、生協が受講申込書を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することにより受講契約を解除することができるものとし、生協は、申込者に対し、受領済みの受講料等を速やかに返還するものとします。

2 前項の契約の解除があった場合、申込者は、生協に対し、違約金や損害賠償を支払う必要はありません。

3 第1項の契約の解除があった場合、すでに引き渡された教材や関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。

4 申込者が、不実告知による誤認または威迫による困惑によってクーリングオフをしなかったときは、改めて生協がクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフができます。

(中途解約)

第10条 申込者は、前条に定める期間経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。

2 申込者から、前項による中途解約がなされた場合、生協は、申込者に対し、以下の定めに従った金額を返還するものとします。

(1) 受講開始前である場合

受領済みの受講料-下記の講座毎の通常要する初期費用

<講座毎の通常要する初期費用>

- | | |
|------------------|------------------|
| ①パソコン講座 | 上限7,400円までの初期費用 |
| ②TOEICスタート講座 | 上限5,300円までの初期費用 |
| ③アルク アカデミックバック講座 | 上限21,250円までの初期費用 |
| ④実践！社会人基礎力講座 | 上限9,000円までの初期費用 |

(2) 受講開始後である場合

受領済みの受講料-(受領済みの受講回数×受講料÷総受講回数)+教材費用+下記の解約手数料)

<解約手数料>

5万円または、[受講料-(受領済みの受講回数×受講料÷総受講回数)]×20%のいずれか低い額とします。

3 第1項の中途解約があった場合、本講座に付随する関連商品の販売または、その代理もしくは媒介を行っているときは、申込者は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品販売契約についても解約することができます。

4 第3項の解約の申出先は生協が指定する窓口となります。

5 第3項の解約があった場合、生協は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品の既に受領している代金がある場合は、申込者に対し、速やかに当該金額を返還するものとします。

6 生協の事情変更に基づく中途解約に当たっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

7 生協は、申込者に対し、本条の規定による返還金のある場合は、生協の指定する方法で速やかに申込者に返還するものとします。

(未受講の場合の返金)

第11条 本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無に関わらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の都合により受講をしなかった場合は、本講座の受講料の返金は受け付けないものとします。

(講座内容の権利)

第12条 本講座で使用する講義・教材・試験・検査等(如何なる媒体であるかを問いません)の講座内容を無断で複製・複写することは一切できません。

2 申込者は、本講座を受ける権利を他人に譲渡することはできません。

(個人情報保護)

第13条 生協は、収集した申込者の個人情報に関しては、生協の個人情報保護方針及び規則に則り適切に取り扱うものとします。

(損害賠償)

第14条 本講座の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等については、原則として生協は責任を負いません。ただし、生協の責めに帰すべき事由があった場合は、本講座の各受講料を限度(生協に故意または重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

(閉鎖および解散)

第15条 生協は必要と認めた場合、本講座を中止することができます。なお、この場合、生協は申込者に対し、第10条の中途解約の規定に準じて返還します。

(紛争の解決)

第16条 本約款に定める事項および受講契約内容について疑義が生じた場合、両者協議の上、解決するものとします。

2 本約款及び受講契約に定めのない事項については、民法および特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

3 万一、生協と申込者との間に争訟が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(本約款の変更・廃止)

第17条 生協は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更・廃止後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、受講者への周知を図ります。

(1)店舗での掲示

(2)Webサイトへの掲示

3 この約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

(施行)

第18条 本約款は2023年11月30日から施行致します。

設定・改定年月日 2023年11月15日 設定